

第3章 明治三陸地震津波による被害

第1節 被災状況

津波が来襲した後の被災状況はどのようなものであったか、三陸沿岸全体に及ぶ津波被災像を組み立てる事は難しいが、被害の大きかった岩手県釜石町と宮城県志津川町の記録からうかがうこととする。

1 岩手県釜石町の場合

例えば、岩手県釜石町の津波被災状況は、岩手県発行『巖手県海嘯状況調査書』(136-141 頁)に記述されている。本調査書で述べられている南閉伊郡釜石警察の被災者救護活動から、以下のように要約する。

釜石署長の山口警部は、津波発生当夜、県会議員の自宅で酒を飲んでいて、突然、戸外で騒ぎ声を聞き、火事でもあったかと外に出た瞬間に水に吞まれ、倒壊した家屋の下敷きになってしまった。これが津波第一波により被災した瞬間である。第二波の来襲で倒壊した家屋が動いたため、どうにか逃れ出た警部は、岩手県庁と遠野警察署に津波の発生を報告して応援を要請した。重症を負ったにもかかわらず、迅速に医師と米穀を手配し、焚き出しを行って被災者の救護にあたった。

一方、同署の浅野巡查部長は、当日午後6時過ぎに退署して自宅にいた。午後8時頃に海の方から大砲を打ち鳴らすような轟音を聞き、難破船の救助を求める信号かと戸外に出て確かめようとした。続いて、暴風が松林を吹き揺らすような轟音を聞いた瞬間、四方から津波だとの叫び声が上がった。屋内に駆け込んだ直後、家屋もろとも津波に吞まれた。続いて第二波、第三波に翻弄され、漂着したのは湾の対岸であった。怪我をおして近くの者たちと一緒に海岸に火を掲げ、救護の目印とした。電信局は流失し、電柱は折れ、交通も途絶した状況の中で、生き残った者たちは、がれきの中から生存者の捜索に努めた。

沿岸部の村は不意を打たれたかの如く津波に襲われたことがわかる。津波が押し寄せるときの轟音は、大砲や暴風の音に例えられるほどすさまじかったようである。驚かされるのは、かように絶望的な状況の中で、怪我を負いながらも生き残った者たちが共に励まし合い、迅速に救護活動を行ったことである。特に、海岸に火を点し、漂流者に岸の方向を示したことにより、多くの

命を救ったであろう。

被災地でなによりもまず望まれたのは、人夫と医師であった。18日から派遣されたのは、遠野からの医師2名、盛岡赤十字社委員2名と軍医であった。彼らは重軽傷者を全て釜石尋常小学校に収容し、臨時病院を開設して救護にあたった。釜石町では、翌日の午前10時に電信が一部復旧し、被災の報を受けて近隣の郡町村から続々と吏員がやってきた。協議の後、近隣の郡町村から人夫を募集し町内の遺体捜索に努めた。18日から21日までの4日間で500人余りの人夫の応募があり、発見された死体は1,036人であった。

2 宮城県志津川町^{しづかわ}周辺の場合

『宮城県海嘯誌』(96-102頁)には、宮城県志津川警察署分署長の対応の報告が詳細に記載されており、被災地における救護状況を知ることができる。以下に報告の要約を記す。

6月15日夜

当夜、署長は自宅におり、津波襲来と共に戸外に出ようとしたが、津波は家屋に打ち当たり海水は既に縁側を浸していた。直ちに警察分署に駆けつけたが、当時分署員は内勤巡査1名ほか勤巡査2名のみで、巡査部長外1名は出張して不在であった。

警鐘を打ち鳴らし志津川消防組を招集したが、各組員の自宅も流失或いは浸水したためか、集まってくる様子がない。まず巡査3名を率いて志津川町沖須賀方面に向かおうとしたが、津波は町の街路に押し寄せて既に全町が浸水するばかりの勢いである。時には歩き、時には泳いで、やっとのことで海岸にたどりついて見ると、沖須賀海岸や埋め立て地にあった民家の大半は流失し、又は倒壊して、助けを求める声があちこちから聞こえてくる。

しかし、真っ暗闇であったから、見つけることができない。この時、再び大津波が押し寄せてきた。足が奪われ、遂には持っていた提灯を津波に奪い去られ、救助作業も困難を極めた。そこで、海岸の小高い所に篝火を焚き、海中に漂流する者に陸地の方角を示そうとした。この処置により、陸上の者が篝火の明かりで水の深淺を知るのにも役立ち、避難が容易になった。

先に警鐘を鳴らして召集した志津川消防組員が30名程集まったので、海中に漂流する人々を救助しようと船を探したが、海岸にあったものはほとんど流失し、陸上に上げておいたものは数百mも流され、しかも壊れている。助けを求める声を聞きながらも救えず、その数を知ることすらできなかった。

一方、陸上の倒壊家屋の下で苦しんでいるものも少なくないので、消防組員にその救助を要請し、数人は助け出した。ただし、大きな家や壊れた家屋の重なった場所では簡単には木材を除去出来ず、多くの人を見殺しにしてしまった。

このように、陸上、海上ともに被災者がおり、その生死は一分一秒を争うものであったが、僅か3名の巡査と30名の消防夫とで一時に救助することはとうてい不可能であった。その後

一時間程経過すると、救いを求める声も絶えた。海上の人も陸の人も息絶えたのであろう。

負傷者の救助を消防組員に任せ、ひとまず分署に戻った。この時までは、被害は志津川町海岸埋め立て地・沖須賀だけと考えていたが、午後10時に連絡が入り、志津川町のうち、清水浜・細浦・荒戸・平磯等の諸海浜全てが流失、住民はほとんどが溺死、生存は僅かで、海岸にほとんど人影を見ないとのことであった。巡査を派遣して事の真偽を確かめさせたところ、道路の跡形もなく、周囲は水浸しで、倒壊家屋が重なって道を塞ぎ、民家は海中に漂流し、町並みは壊滅していたことが判明した。これらの集落の消防夫は、大半は死亡したものと見え、救護に従事するものがおらず、被害者はただ悲声をあげて救護を求めるのみであった。

少数の署員では到底全てを救助出来ないと考え、警察部に向けて応援巡査の派遣を要請した。清水浜地方には、志津川消防組員10名を救援に差し向けた。しかし、いずれの部落においても惨状は甚だしく、被災者を救助する手だてがなかった。生き残った人々は裸体のまま警察署の門前に群がり、その父母兄弟を救ってくれと懇願し、非常の繁忙を極めたのであった。

そのうち、無被害であった各村の駐在巡査が報を聞いて、それぞれの駐在所の消防組員を率いて救援に来た。

6月16日朝

こうして夜明けを迎えた。救助活動の部署も大体決まったので、やっと生存者の食事問題や道路上に横たわる負傷者の手当てを行うなどの余裕が出てきた。瀕死の負傷者が非常に多かったので、とりあえず志津川病院を救護所とし、負傷者の救護に従事した。また、小学校を避難所にし、町役場と協議して焚き出しを行い、一時の飢えをしのがせた。水に溺れかかった人々は水中で衣服を脱いだため、男女共裸体の者が多かった。古着商に衣類数十点を出して貰い、この人々に貸し与えた。

溺死者は、志津川町被害部落だけでも380名。16日になって発見された死体は200名程。これを埋葬するには棺桶が必要だが、板釘等の材料がない。大工もいない。死体は山のように積み重なっている。引取人がいる場合は引き渡したが、一家全滅あるいは幼児のみが残されたなどのため、死体の人別ができないものが多かった。役場と協議して、上杉板300間程を町内より集め、仮棺を作った。しかしながら、歌津村のように被災地が広く、死亡者が790人以上にもおよぶ所では、村役場の手も行き届きかねた。死体をむしろかごさ莫蔭に包み、裸体のまま埋葬したものが多かった。

元々溺死者は変死であるから、法規によるならば、警察官がいちいち死体を検視してから引き渡さねばならないが、当警察分署所轄の沿岸諸村で1,500名にも及ぶ溺死者であるため、警察官がこの手続を行うことはできなかった。

志津川町内での死亡者30余名の死体は、ひとまず分署門内に運び入れ、一応検視して遺族に引渡したが、医員の立会いを求める煩雑さを省略した。住所氏名の不明な死体は、人相・着衣を書き控え、番号をつけて火葬又は埋葬し、そこに建てた墓標に番号を記しておいた。後日

遺族が現れたときの便を考えたのである。

人夫も医師もない。助けを求め得る沿岸隣町も同様に被災し、山間の隣町は7里以上も離れている。そのうえ、途中の道路は各所で寸断、通行困難なため、わずかに生存した住民を救護するだけで、実効のある救助は難行した。これが津波被災地の状況であった。

3 被害統計

明治三陸大津波来襲後の被害については、『哀史三陸大津波』が極めて詳しく、資料の検証をも含めて詳細な考察を行っている。ここでは同書の著者である山下文男も採用している『宮城県海嘯誌』と「岩手県管内海嘯被害戸数及人口調書(7月15日調べ)」を引用する。この後者は1897(明治30)年に出された『岩手県統計書』の数字と一致している。宮城・岩手両県の郡別の被害は次表の様であった。

表 3-1 宮城県、岩手県の郡別被害 (出典：『宮城県海嘯誌』、「岩手県管内海嘯被害戸数及人口調書(7月15日調べ)」)

宮城県	被害前戸数	流失・全壊・半壊戸数	被害前人口	死者数
もとよし 本吉郡	2,921	1,184	21,153	3,391
おじか 牡鹿郡	745	47	4,587	2
ものう 桃生郡	696	141	4,279	59
計	4,362	1,372	30,019	3,452

岩手県	被害前戸数	流失・全壊・半壊戸数	被害前人口	死者数
気仙郡	2,677	1,571	18,787	5,676
南閉伊郡	2,751	1,588	17,113	5,393
東閉伊郡	4,763	2,246	27,937	5,190
北閉伊郡	416	275	2,274	898
南九戸郡	636	276	4,349	724
北九戸郡	760	80	5,654	277
計	12,003	6,036	76,114	18,158

『岩手県統計書』には、青森、岩手、宮城三県の被害比較が記載されている。それが次表であるが、宮城県の数字は前述した宮城県海嘯誌と若干のくいちがいがある。

表 3-2 『岩手県統計書』における津波被害人口及び被害戸数

	人口		戸数			
	死亡	負傷	流失	全壊	半壊	浸水
岩手	18,158 人	2,943 人	5,183 戸	434 戸	419 戸	1,175 戸
宮城	3,446	742	993	130	264	1,022
青森	316	214	351	183	0	51

いずれにしても、宮城県では沿岸戸数の3分の1、住民の1割以上、岩手県では沿岸戸数の約半数、住民の4分の1が失われるという大災害であった。

単に住居が流されただけではない。村の行政、治安、情報伝達、教育などの拠点である諸施設も被災し、行政官や警察官などの公吏も死亡して、災害後の応急処置から復興までの諸段階に大きな影響が現れた。

第2節 遺体の回収と埋葬

1 陸上に打ち上げられた遺体

釜石では、約5,700人の人口のうち、約3,000人が犠牲となった。津波による遺体は、一般的に損傷が烈しく、身元の確認を含めて遺体捜索、処置が難航する。特に、津波のあった6月は日々炎天となり死体が腐敗して、臭気が酷く遺体の捜索は難航した。発見した遺体は、作業の能率を図るために、印を付けておき、後で片端から持ち運ぶ手続きをした。なにしろ、5,000人もの死体のうち、少なくとも1,000以上は市中に埋まっているに違いないから、発掘し尽すのは容易ではなかった。死体を屋根や柱・壁の砕け重なった下から発掘しなくてはならず、手数のみ多くて仕事がかどらない。運び出した遺体は寺の門前に持って行き、しばらくの間検分のため並べておき、遺族者の確認の後に葬ることとした（『巖手公報』1896(明治29)年6月22日）。

更に、被災した村では役場の書類も流失し、身元の確認も難しい。遺体が家屋や塵芥じんがいの中にあり、腐敗したために火を放って焼き払うところもあった。遺体は五六十人位ずつ山のように重ねて、漂着した木材を薪として焼いた（『巖手公報』1896(明治29)年6月25日）。

遺体は家屋残骸の下敷きになるだけではない。津波で運ばれた砂が堆積し、人が埋められた。泥砂の中から片手が突き出したり、両脚だけが露出したもの、頭半分が出たものもある。人々はこの光景を「まるで人間の砂漬を見たようだ」と形容した（『巖手公報』1896(明治29)年7月1日）。

効率良く遺体を発見するための知恵も出てきた。遺体を捜索する地面に水を流すと、死体に含まれる脂肪分が浮かんでくる。それを遺体発見の標しとした（『巖手公報』1896(明治29)年7月4日）。

2 海上に流出した遺体

岩手県田老村たろうの田老おつべ、乙部は大被害を受けた。田老総戸数242戸のうち、流失191戸、乙部は総戸数94戸全部が流失した。両集落に当夜存在した約2,000人のうち、生存者は僅かに36人であった。

村役場・小学校・巡査駐在所・郵便局等も流され、村内の公吏及び職員で残された者は、赤十字総会に出張して帰村の途中の村長と小学校訓導の2人だけであった（『地域ガイド、津波と防災～語り継ぐ体験、田老町』）。

これだけの被害であったが、陸に残された遺体は少なかった。田老は太平洋に面しているため、津波も大きく、多くの家財や村人のほとんどが海中に流されたためだと考えられていた（『巖手公報』1896(明治29)年6月22日）。実際、釜石の浜には、毎日おびただしい数の遺体が漂着していた（『巖手公報』1896(明治29)年6月27日）。

岩手県広田村では、海中の死屍を捜索するために漁網を使っていた。網にかかる遺体の数は非

常に多く、一度に 50 人以上もかかって重すぎて上がらず、半分ずつに分けてやっと陸揚げした
(『風俗画報』臨時増刊第百十八号、海嘯被害録上巻、22 頁)。

日にちが経つにつれ、死体の判別が付きにくくなっていった。遺体には海の生物がびっしりと張り付き、目をおおうような惨状だったに違いない。そのうえ、飢えた野犬が漂着死体を捜しあてると、争ってこれを貪り食べていた。人が見て追い払おうとすると、飛び掛かって来る。人によっては咬まれた者もいた (『巖手公報』1896(明治 29)年 7 月 15 日)。

腐乱した遺体そのものから身元を判別することは難しく、衣服や所持品等から判別するほか無かった。海に出た死体は海流や潮流に乗って漂流する。すなわち、漂着した場所にはそこに住んでいた者ではない遺体が打ち上げられることになる。場合によっては仙台や岩手から流れ着いた遺体もあったようだ。実際、『毎日新聞』(1896(明治 29)年 7 月 10 日)では、「久慈・野田・小袖沿岸で、その地の死亡者数と発見死体数とを比較すると、死亡者数よりは発見死体数が遥かに多く、処置に苦しむ事がある。他村の死亡者で流されてきた者が多いからであろう」との記事が掲載された。

3 身元不明者の扱いと遺体の処理

身元の判らないまま、遺体が回収された所で埋葬された人についての広告が紙上に出された。以下にその 1 例を要約する (『巖手公報』1896(明治 29)年 7 月 11 日)。

広告：原籍氏名不詳 男死体一人、推測年齢 40 歳前後

- 一、身長 5 尺 2 寸位 裸体
- 一、頭斬髪
- 一、右足の内側に大きな灸の跡。

ただし、身体腐敗のため顔かたちは不明。

.....

広告：原籍氏名不詳 女死体一人、推測年齢 32、3 歳位

- 一、身長 5 尺位 裸体

身体腐敗のため顔かたちは不明だが、頭髪に洋銀製のかんざしを一本差していた(琴柱形^{ことじ}で三ツ柏の紋が彫ってある)。左手の指に洋銀製の指輪を差していた。指輪およびかんざしは保管しておきます。

.....

前記の通り発見しましたが、検視を済ませた後、死体を焼却して、発見した部落の各公墓墓地に仮埋葬致しました。心当りの方は当役場へ申出て下さい。

明治 29 年 7 月 2 日 気仙郡越喜来村役場

最初のうちこそ一部は土葬にされたが、衛生上問題だとされ、火葬に付される事となった。こうなると火葬費・埋葬費も無視できない額となった（『宮城県海嘯誌』212-214頁）。

例えば、宮城県は次のような処置を行った。

- (1) 警察官や郡町村吏員が人夫を使って破壊家屋と共に一時的な取り片づけをする。
- (2) 身元が判明し、親戚知人のあるものは引き渡し、その他は最寄りの地に仮埋葬する。
- (3) 引取人のないものは、行き倒れ死亡人として処置する。その場合、警察官の検視を受け、新聞に広告を出し、仮の棺を作って仮埋葬する。

埋葬費用は町村費で立て替えておき、後に県へ請求させるようにした。しかし、被災後10数日を経過した死体は損傷が烈しく、誰であるかを認識出来ない者が多くなった。行き倒れ死亡者として扱う場合には費用がかさみ、国庫下渡金ではとても間に合わない恐れがでてきた。また、腐乱死体を土葬とすると、伝染病のまん延につながる恐れもあった。そのため、県知事は、制限付きながら全てを火葬とするよう手続きを簡略化し、警察官の検死後、遺体一人につき75銭以内で火葬し、費用は警察官の証明書を添え、県庁に請求するようとの訓令を発令した。津波後に発見され町村費で埋葬火葬したものについては、訓令の前後に区分して請求する事とし、8月25日限りと制限を設けた。

なお、中央政府からの救助金では、一人当たり死体埋葬費を2円50銭として積算され、1,200人分が配布されている。

4 遺体回収率

『岩手県統計書』には死体処分数と死亡者数が郡毎にまとめられている。約8,000人が行方不明のままになった。死体収容の数を死亡数と比較する時、数千の不足がある。死体の多くが深く海底に沈み又は遠く太平洋に押し流されたからである（『岩手県統計書』8付録1）。

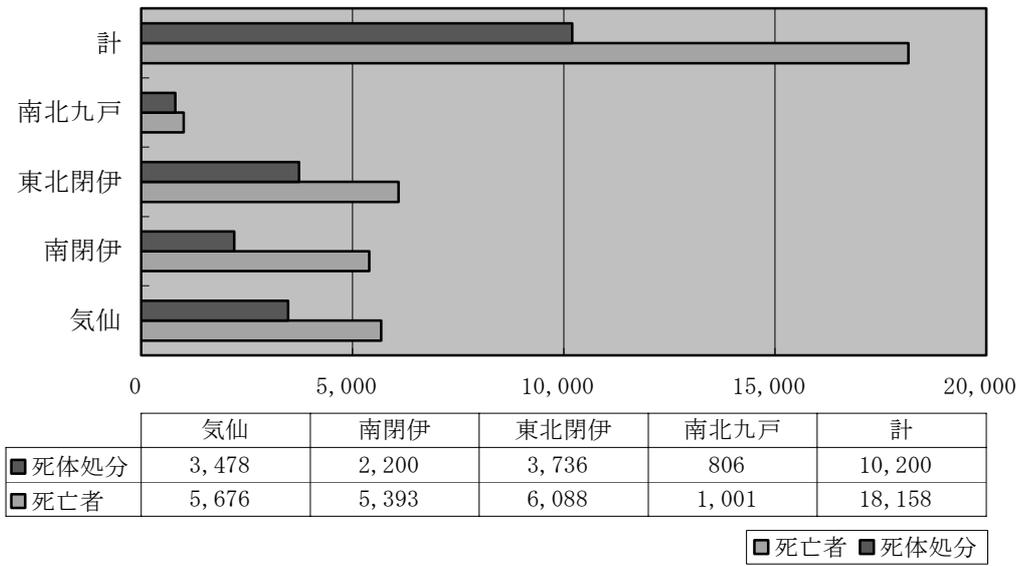


図3-1 津波による死者と死体処分数 (出典：『岩手県統計書』)

第3節 津波被害額の推定

各県の津波被害について、完全な資料を集めることは難しい。ここでは、現存する資料をつなぎあわせて被害の推定を試みる。

1 宮城県の被害

宮城県の被害は詳細に調べられ、しかも単に数量だけではなく、それらの額が求められ、『宮城県海嘯誌』に残されている。

まず、人命や家屋の被害は次の通りである。

表 3-3 人畜の被害 (出典：『宮城県海嘯誌』)

溺死圧死		負傷致死		重傷		軽傷		馬	被害前人口
男	女	男	女	男	女	男	女		
1,454	1,933	34	31	101	123	510	507	1,017	30,019

表 3-4 家屋の被害 (出典：『宮城県海嘯誌』)

流失戸数	全潰戸数	半潰戸数	浸水戸数		被害前戸数
			床上	床下	
985	111	276	601	411	4,362

これによると、流失全潰戸数は1,096戸となっているが、別に流失棟数調べがあり、これの居家数より多くなっている。どういう数え方をしたのかわからない。

表 3-5 流失全壊建物棟数 (出典：『宮城県海嘯誌』)

居家	土蔵	板倉	納屋	厩	その他
1,070	41	106	221	719	1,493

次に、様々なものの被害額調べがある。

表 3-6 津波被害額 (出典：『宮城県海嘯誌』)

建物	家財	船舶	網	田	畑	樹木	其他
356,934	218,833	36,536	48,725	43,856	31,412	2,938	55,136

計 794,367 円 (円、銭以下は四捨五入)

この表とは別に、流失、全壊、半壊の区分での家屋建物坪数評価があり、家屋坪数で分類した

詳細な評価を行っている。その総額は 376,571 円で、上表の建物損害価格 356,934 円と若干異なっている。

これに加えて流失財産の評価がある。

表 3-7 流失財産額表(円、銭以下は四捨五入) (出典：『宮城県海嘯誌』)

通貨		古金銀	公債 証書	有価 証券	家具	衣服	他の物 品	米穀
紙幣	貨幣							
25,930	8,766	18,234	150	6,673	88,970	57,271	64,334	60,947

計 331,274 円

更に、堤防、道路、橋梁、樋管などの復旧については、各町村では負担できず、結局県からの特別補助によって行われた。道路橋梁費 2,060 円 799 銭、治水堤防費 6,813 円 171 銭、樋管費 1,619 円 48 銭、合計 10,493 円 18 銭となっている（『宮城県海嘯誌』 296-297 頁）。

上の二つの表の和に土木施設損失額を加算して、宮城県総被害額は約 114 万円と見積もられる。

2 岩手県の被害

岩手県の被害調査は、まず県によってかなり詳細に行われ、その結果は印刷された表となっている。最初のもは 6 月 19 日付けで、次いで 29 日付け、7 月 10 日付け、7 月 15 日付けと 4 種類ある。これらについては、『哀史三陸大津波』に詳しい。このほかに海嘯遭難者救済方法調査会の名で出されたものがあり、県の 7 月 15 日付け資料にほとんど同一であるが、家屋以外流失破壊棟数だけが大きく異なっている。岩手県に関しては、次の通りである。

表 3-8 家屋被害 (岩手県 1896(明治 29)年 7 月 15 日調)

流失戸数	全潰戸数	半潰戸数	流失棟数	全潰棟数	半潰棟数	被害前戸数
5,183	434	419	4,744	344	370	12,003

表 3-9 人的被害 (岩手県 1896(明治 29)年 7 月 15 日調)

死亡		重傷		被害前人口
男	女	男	女	
8,101	10,057	322	280	76,114

1896(明治 29)年 7 月 10 日調べの「岩手県海嘯被害船舶及現存調表」によると、約 275,000 円の被害であった。

漁具は鮭網等多種にわたるが、この損害も 1896(明治 29)年 7 月 10 日調べの「岩手県海嘯被害漁網漁具種類別員数調表」があり、数量と被害額が与えられている。その合計額を計算すると、

約 482,000 円の被害である。

漁船漁具で、あわせて 757,000 円という額となる。

1896 (明治 29) 年『岩手県統計書』には、漁具の損害表があり、その内の漁網だけを加算して求めると、409,850 円となる。

道路など公共施設被害については、1896 (明治 29) 年『岩手県統計書』によると、道路毀損^{きそん}58,112 円、橋梁流失 15,520 円、橋梁毀損 2,036 円、用悪水路破損 19,320 円、川除破損 4,020 円、堤防切所 64,584 円、堤防缺所 17,730 円、波止場毀損 22,710 円とされている。合計で 204,032 円である。

県全体の被害としては、「このときの損害は『家屋・建物・船舶・漁具、等の損害額を算すれば、凡そ二百四十八万七千八百七十八円五銭なりとす』(「明治二九年地方事務及管内景況報告」とあり、耕地の被害による農産物の被害額や、漁業上の被害額を合せると、さらに倍加したであろう」(『岩手県史』第 8 巻 639 頁) とされている。

こうしたことから、岩手県の被害額はかなりの高額になったものと推測されるが、その全貌を知る資料は、今のところ見つかっていない。

3 青森・岩手・宮城三県を含んだ資料

まず、人口や家屋についてであるが、前述した宮城・岩手に青森を加えた数字が明治 29 年『岩手県統計書』には次のような調べが記載されている。

表 3-10 津波被害人口及び戸数 (出典：1896(明治 29)年『岩手県統計書』)

	人口		戸数			
	死者	負傷者	流失	全潰	半潰	浸水
岩手	18,158 人	2,943 人	5,183 戸	434 戸	419 戸	1,175 戸
宮城	3,446	742	993	130	264	1,022
青森	316	214	351	183	0	51

なお、『日本被害津波総覧』によると、流失戸数は宮城 3,121、岩手 4,801、青森 602 となっているが、これは出典もわからず、あまりにも数字が異なるので、採用しない。

4 青森・岩手・宮城三県の被害総額推定

このように岩手県や青森県に関しては、宮城県で行った様な詳細の記録は今のところ発見できていないので、三県にわたる全被害を推定するのに、次の様な方法を用いる。

まず、人的被害・家屋被害の様な、三県あるいは二県共通に得られる資料を用い、その比率で宮城県被害額から算定する。

次に、政府からの救済費の比率によって推定する。政府から中央備荒儲蓄金や第二豫備金が支出されたが、これは各県の被害状況(7月上旬推定値)に応じたものであったであろうから、この比率で宮城県被害額より算定するのである。

表 3-11 三県の種類別被害数、政府補助金と比率 (作成：首藤伸夫)

	被害数			被害比率		
	青森	岩手	宮城	青森	岩手	宮城
流失全潰戸数 ¹⁾	不明	5,617 戸	1,096 戸		5.125	1
流失全潰戸数 ²⁾	534 戸	5,617 戸	1,123 戸	0.476	5.002	1
人的被害 ³⁾	343 人	18,158 人	3,452 人	0.099	5.260	1
人的被害 ⁴⁾	316 人	18,158 人	3,446 人	0.092	5.269	1
流失破壊漁船数 ⁵⁾	329 艘	5,456 艘	1,145 艘	0.287	4.765	1
船舶被害額 ⁶⁾	不明	275,000 円	36,536 円		7.527	1
漁網被害額 ⁷⁾	不明	409,850 円	48,725 円		8.411	1
漁船漁具 ⁶⁾	不明	757,000 円	85,261 円		8.868	1
道路など 宮城県、岩手縣	不明	204,032 円	10,493 円		19.444	1
備荒儲蓄金	3,000 円	50,000 円	10,000 円	0.3	5.0	1
第二豫備金	17,000 円	375,000 円	59,000 円	0.288	6.355	1

1) 『宮城県海嘯誌』、「岩手県管内海嘯被害戸数及人口調査 (7月15日調べ)」

2) 明治29年『岩手県統計書』

3) 『理科年表』

4) 「岩手県管内海嘯被害戸数及人口調査 (7月15日調べ)」

5) 『日本被害津波総覧』

6) 『宮城県海嘯誌』、「岩手県管内海嘯被害戸数及人口調査 (7月15日調べ)」

7) 明治29年『岩手県統計書』

対象により被害比率に大きな差がある。身近な家屋と漁船とで比べても、宮城対岩手が1対5から、1対9まで開きがある。

ところで、宮城県の被害額の中味を見てみよう。家屋の流失に関連する損害は建物・家財・財産と見なされるが、これを合算すると907,041円で、船舶・漁具の85,261円に比べ10倍以上となっている。したがって、全被害金額推定に用いる全損害額比率としては、家屋流失数の比率を採用し、船舶や漁具の比率を無視する。

すなわち、上表の第2行の比率から、宮城県を1とするとき、三県全体の被害は、その6.5倍である。

政府からの救助金は、7月上旬時点での各県被害の実態をほぼ表わしているを見ると、これから宮城を1として、三県の全被害は6.3倍から7.7倍になる。

以上を総合して、3県の全被害額は宮城県被害額113万円(794,367円+331,274円)の6.3倍から7.7倍、つまり710万円から870万円の間であったと推定される。ただし、公共施設被害は除いてある。

この当時の国家予算は、日清戦争開始明治27年で年間8千万円程といわれているから、その1割程の金額となる。極めて影響の大きい大被害であったと言えるだろう。

コラム 明治三陸地震津波の被害額について

本章では、明治三陸地震津波の被害額が当時の貨幣で710万円から870万円ほどであったと推測した。当時の国家予算は、日清戦争開始1894(明治27)年で年間8千万円程といわれているから、その1割程の金額となる。ここでは、当時の870万円という被害額を現在の貨幣価値に換算してみる。教訓集：磐梯山噴火によると、1897(明治30)年(明治三陸地震津波の翌年)の小学校教員の給与が8円とある。当然、教員の給与は勤続年数により異なるが、ここでは仮に現在の給与を300,000円としてみる。そうすると、現在の貨幣価値は三陸地震津波当時のその37,500倍となる。すなわち、870万円(当時)の被害額を現在の価値に換算すると、3,262億5千万円となる。2004年度の我が国の一般会計予算はおよそ82兆円であったから、およそ250分の1の被害額となる。

参考までに、1995(平成7)年阪神・淡路大震災の直接被害の被害額は、兵庫県推計によると、9兆9,268億円であった。これが国家予算の1割余に相当するわけである。つまり、当時の国家予算の1割におよぶ明治三陸地震津波の被害は、現在で考えると、阪神・淡路大震災と同等のインパクトがあったと考えられる。